

Q1 教員免許更新制が令和4年7月1日に解消されたとのことですが、具体的にはどのようになったのですか？

- (A) ①令和4年7月1日現在において有効である場合（令和4年7月1日以降に「修了確認期限」または「有効期間の満了の日」が到来することとなっていた場合）
⇒今後は更新等の手続は必要ありません。生涯有効な免許状として使用できます。
- ②令和4年6月30日までに「修了確認期限」が到来しているが、現職教員等（免許状更新講習の受講義務者）ではなかったため、「休眠」している場合【旧免許状所持者のみ】
⇒この場合、免許状の効力が自動的に回復をしていますので、特段の手続なくその免許状を使って勤務することができます。
- ③令和4年6月30日までに失効している場合（【旧免】「修了確認期限」において現職教員であった方が更新していない場合、【新免】「有効期間の満了の日」までに更新をしていない場合（この場合は、有効期間の満了の日に現職教員であったか否かは問いません。））
⇒免許状は失効しているため、再び有効な免許状を所有するためには「再授与」を受ける必要があります。ただし、法改正により、再授与にあたって事前に講習を受講する必要はなく、申請事務のみ行なっていただければよいこととなりました。
なお、旧免許状所持者の方が失効している場合については、再授与の前に失効した免許状の返納をしていただく必要があります。

※自身が所有する免許状が「新免許状」「旧免許状」のどちらであったのかは、Q2を参照してください。

Q2 私が所有する免許状は新免許状ですか？旧免許状ですか？

- (A) 初めて教員免許状を取得した時期により、免許状の新旧区分が変わります。
平成21年3月31日以前に初めて教員免許状を取得：旧免許状所持者
平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を取得：新免許状所持者
※なお、旧免許状所持者の方が平成21年4月1日以降に、新たに普通免許状を取得した場合でも、新たに取得した免許状は旧免許状となります。旧免許状所持者が新免許状所持者になることはありません。
また、旧免許状と新免許状を同時に所持することもありません。

Q3 旧免許状所持者であった場合は、各自の「修了確認期限」において、現職教員等（免許状更新講習の受講義務者）であったか否かで、「失効」か「休眠」かの判断が分かれるようですが、その「修了確認期限」がいつであったかは何で確認をすることができますか？

- (A) 1度でも更新等の手続を行なったことがあるかどうかで確認の方法が異なります。
- (1) 過去に更新等手続（更新、回復、延期、免除のいずれか）をしたことがある場合
⇒当該手続を行なった際に、県教育委員会から発行された証明書に『次の修了確認期限』が明記されていますので、当該証明書により確認をしてください。証明書を紛失している場合は、授与証明書を取り寄せて確認（Q5参照）をしてください。
- (2) 1度も更新等手続をしたことがない場合
⇒最初の修了確認期限は生年月日により設定をされています。
別紙（参考資料）をご確認ください。

(参考資料)

※令和4年7月1日に教員免許更新制が解消されているため、現在において下記の表による更新手続は必要ありませんが、7月1日において有効な免許状を所有していたかどうかを確認するための参考資料として示しているものです（実際には、1回目の更新手続をした後に交付された「更新講習修了確認証明書」等により、7月1日現在において有効な状態であったか否かを確認してください。）。

平成21年3月31日までに授与された免許状所持者(「旧免許状所持者」)の有効期限

旧免許状所持者の場合、下記表のように生年月日により最初の修了確認期限が定められ、該当時期に応じて1度目の更新をすることになっていました(旧免許状を所持していた全ての方について、1度目の更新期限は到来しています。)。
よって、2回目以降の修了確認期限については、各自が所有している「更新講習修了確認証明書」等により確認をすることが必要です。

- ★次のような場合は、下記表による考え方があてはまりませんので、十分注意をしてください！
- ・育児休業中であるため、下記(2)までに更新講習の受講ができないことを理由に「延期手続」をした場合
 - ・平成21年4月1日以降に新たな免許を取得したことを理由に「延期手続」をした場合
 - ・下記(2)までに更新手続を行わず、免許が一旦休眠となった後に、「回復手続」をした場合 等

【平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方の最初の修了確認期限】

	(1)生年月日	(2)最初の修了確認期限	(3)左記で更新した者の次の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	令和3年3月31日 (平成33年3月31日)
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	令和4年3月31日 (平成34年3月31日)
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	令和5年3月31日 (平成35年3月31日)
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	令和6年3月31日 (平成36年3月31日)
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	令和7年3月31日 (平成37年3月31日)
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	令和8年3月31日 (平成38年3月31日)
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	令和9年3月31日 (平成39年3月31日)
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	令和10年3月31日 (平成40年3月31日)
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	令和11年3月31日 (平成41年3月31日)
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	令和2年3月31日 (平成32年3月31日)	令和12年3月31日 (平成42年3月31日)

【平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方の最初の修了確認期限】

	(1)免許状を授与された日	(2)最初の修了確認期限	(3)左記で更新した者の次の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	令和8年3月31日 (平成38年3月31日)
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	令和9年3月31日 (平成39年3月31日)
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	令和10年3月31日 (平成40年3月31日)
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	令和11年3月31日 (平成41年3月31日)

Q4 新免許状所持者でしたが、「有効期間の満了の日」が異なる複数の免許状（例：①令和4年3月31日までの小学校教諭免許状、②令和9年3月31日までの中学校教諭免許状）を所有しています。どちらの免許状に記載してあるものが私の有効期限ですか？

(A) 新免許状所持者の方の場合は、所有する免許状のうち、最も遅い有効期間の満了の日により有効期限は統一をされています。

よって、設問の場合では、所有する小学校教諭免許状及び中学校教諭免許状は、ともに令和9年3月31日までの有効期限であったこととなります（※教員免許更新制の解消により、令和4年7月1日現在において、有効な免許状を所持していたことになるため、この2つの免許状は生涯有効な免許状として使用することができます。）。

Q5 更新証明書等をなくしてしまったため、自分の有効期限がいつまでであったのかわかりません。教えてもらえますか？

(A) 口頭で有効期限をお伝えすることはできません。よって、授与権者に授与証明書を申請し、書面で有効期限を確認するようにしてください。

この場合、

旧免許状所持者…所有する免許のうち、1番最初に取得した免許

新免許状所持者…所有する免許のうち、1番最後に取得した免許

の

授与証明書を取得するようにしてください。

Q6 免許の「休眠」や「回復」とは何ですか？

(A) どちらも平成21年3月31日以前に、教員免許状を初めて取得された方（＝旧免許状所持者）のみに関係するものです。

免許更新制度が開始されて以降、受講義務のある現職教員は更新をしなければ免許は失効してしまいます。しかし、受講義務のない方（学校で勤務しているけれども教員ではない方（特別支援教育支援員等）、こども園で保育士をしている方、民間企業でお勤めの方等）については、所定の修了確認期限までに更新をしなかった場合でも、その免許状は失効することはありませんが、教員免許としては有効な状態ではなくなります。この状態のことを「休眠」といいます。

教員免許更新制のもとでは、一旦免許が休眠となった後に、再び教員免許を有効な状態に戻し、教員として勤務できるようにするためには、更新講習を受講した上で、県教育委員会への申請（回復申請）が必要でしたが、教員免許更新制が令和4年7月1日に解消されたことに伴い、現在においては、休眠状態であった免許状は特段の手続なく、自動的に効力を回復しています。

※新免許状所持者には、「休眠」及び「回復」はありません。